

# 一般財団法人長崎県交通安全協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人長崎県交通安全協会（以下「法人」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎市に置く。

2 理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、県民に対する交通道徳の高揚を図り、交通秩序の確立に寄与し、交通の安全と円滑を促進して交通事故を防止することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全活動推進センターに関する事業
- (2) 交通安全指導員の設置運営
- (3) 交通安全に関する調査研究
- (4) 交通安全協力者及び団体並びに優良運転者等の表彰
- (5) 長崎県公安委員会委託事業
- (6) 長崎県証紙売りさばき事業
- (7) 地区交通安全協会の指導連絡調整
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事業

## 第3章 財産及び会計

### (財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般法人への移行認可時の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の維持管理及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって適正に維持管理しなければならない。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

### (事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかるわらずやむを得ない理由により、予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度予算に準じた収入及び支出の規模とすることが出来る。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置きするものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一つにするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - イ 理事
  - ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の

定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

#### （任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員の報酬等）

第13条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務に関する費用を支弁することができる。

### 第5章 評議員会

#### （評議員会の構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### （権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### （種類及び開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催することができる。

#### （招集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第18条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員の中から議長が指名した議事録署名人2名が記名押印する。

## 第6章 役員

### (役員の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、3名以内を副理事長とし、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。なお、専務理事はこの法人の事務局長の職を兼ねるものとする。

### (役員の選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議によってこの法人の業務を執行する。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 監事は、理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるとときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 6 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを要求することができる。
- 7 第4項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を要求できる。ただし、請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求した監事は、直接理事会を招集することができる。
- 8 その他法令で定められた職務及び権限を行使する。

### (役員の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪え得ないとき。

(役員の報酬等)

- 第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務に関して要する費用は、支弁することができる。

(責任の免除)

- 第32条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される同法第111条第1項の役員の損害賠償責任について、同法第114条第1項に定める要件に該当するときは、理事会の決議により、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第7章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

- 第33条 この法人に、別に定めるところにより顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じて理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

## 第8章 理事会

(構成)

- 第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第36条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。
  - 3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき
    - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の要求があったとき
    - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
    - (4) 第28条第7項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

- 第37条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号又は同項第4号前段に該当する場合は、その日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

- 第38条 理事会を招集するときは、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対し、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

- 第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

- 第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

- 第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び出席した監事が記名押印する。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剩余財産の分配)

第45条 この法人は、剩余財産の分配を行うことができない。

(残余財産を帰属)

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局等

(事務局の設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員をおく。
- 3 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類等)

第48条 事務局には、常に第8条及び第9条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を備え置くものとする。

- (1) 職員名簿
- (2) 認可書及び指定書並びに登記に関する書類
- (3) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (4) その他法令で定める書類

## 第11章 会員

(会員の区分)

第49条 この法人に、次の会員を置くことができる。

- (1) 正会員 各地区交通安全協会
- (2) 特別会員 交通関係事業種別団体（自動車等の販売事業を含む。）でこの法人に入会したもの
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を達成するため入会を申し込んだもの

(会費の納入)

第50条 会員は、別に定めるところにより会費を納めなければならない。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は川添忠彦とし、最初の専務理事は青木昭二とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

四元永生

渡邊 保

羽原象三

渡邊昭二

#### 附 則

- 1 この定款は、令和3年4月1日から施行する。

#### 第2条第2項

従たる事務所設置表

事 業 所 名	所 在 地
大村事業所	大村市古賀島町533番地5